

議案第 5 7 号

工事基本協定の締結について

三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 2 条の規定により，次のとおり工事基本協定を締結することについて，市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 協定の目的 | 芸備線下和知・塩町間和田跨線橋外 1 補修工事 |
| 2 | 工事場所 | 三次市向江田町地内ほか |
| 3 | 協定金額 | 金 2 3 3 , 1 6 8 , 0 0 0 円 |
| 4 | 協定の相手方 | 広島県広島市東区上大須賀町 1 5 番 2 0 号 |

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員中国統括本部長 佐 伯 祥 一